

事 務 連 絡
令和元年(2019年)5月7日

訪問看護ステーション 各位

山口県国民健康保険団体連合会

元号の変更に伴う訪問看護療養費明細書等の請求の取扱いについて

平素は本会の業務処理にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

元号の変更につきましては、平成31年4月1日に新元号を「令和」に改める政令が公布され、5月1日施行と定められたところです。

これに伴い、訪問看護療養費明細書等の請求について、下記のとおり取扱うこととしますのでお知らせいたします。

記

1 訪問看護療養費明細書の請求に係る事項

訪問看護療養費請求書及び訪問看護療養費明細書において、旧元号による記載がされている場合であっても、当分の間、新元号に読み替えて取扱うこととします。

2 再審査請求に係る事項

再審査請求書において旧元号による記載がされている場合であっても、当分の間、新元号に読み替えて取扱うこととします。

※ お問い合わせ先
山口県国民健康保険団体連合会
審査管理課審査管理班
TEL 083-925-2044